

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月27日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石井茂隆
同	青山雅紀

7千総総第1074号

令和8年3月16日

千葉県監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第11号、令和6年度監査報告第9号及び第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>イ 千葉市概算数量発注方式による発注を適切に行うべきもの [建設局：三角町94号線外4舗装改良工事（花5-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点 千葉市概算数量発注方式試行要領（以下、要領という）によると、概算数量発注方式における対象工事は、現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない工事とされている。なお、概算数量とは詳細設計業務等の成果によらず算出した設計数量となっている。また、受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用として、「工事計画図書作成費」を共通仮設費に積み上げ計上することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事は、概算数量で算出した設計数量の工事2か所に、詳細設計を行った工事1か所を含め、全体を概算数量発注方式として発注されていた。また、詳細設計を行った工事分の工事計画図書作成費が計上されていた。</p> <p>(イ) 原因 概算数量発注方式の運用における認識の誤りによるものと考えられる。</p> <p>(ウ) 指摘 概算数量発注方式により発注を行う場合は、対象工事を十分に確認のうえ要領に基づき適切に行われたい。</p>	<p>概算数量発注方式による発注については、令和7年12月に、建設局長から各所属長に対して、対象工事に該当するか確認を徹底するよう通知し、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、本通知を踏まえ、該当する工事担当課において再発防止のための研修会を開催した。</p>